

令和8年度
一般廃棄物処理実施計画

尼 崎 市

令和8年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1 計画区域

尼崎市全域

2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 処理対象物の種類

(1) ごみ

ア 家庭系廃棄物 (家庭系ごみ)

(ア) 燃やすごみ 一般家庭から排出される厨芥、雑芥類、プラスチック、陶磁器類など

(イ) びん・缶・ペットボトル 一般家庭から排出される飲料・食品用のびん、缶、ペットボトル

(ウ) 紙類・衣類 一般家庭から排出される新聞、段ボール、その他紙類及び着用可能な衣類など

(エ) 金属製小型ごみ・危険なもの 一般家庭から排出される最大の辺又は径が20cm以上50cm以下の金属製のもの(アイロン、トースター、なべ、やかんなど)及び危険物(刃物類、ガラス類、スプレー缶など)

(オ) 大型ごみ 一般家庭から排出される最大の辺又は径が50cmを超えるもの(家具類、寝具類など)及び、指定品目

(カ) 臨時ごみ 一般家庭の引越しなどで臨時的に排出されるごみ

イ 事業系一般廃棄物

(ア) 事業系一般廃棄物(可燃ごみ) 事業活動に伴って生じた一般廃棄物(木くず、リサイクルできない紙くず、繊維くず、生ごみなど)

(イ) 事業系びん・缶・ペットボトル 従業員の飲食により発生した飲料・食品用のびん、缶、ペットボトル等で、家庭系廃棄物のルール(ラベルやキャップを外し、中をすすぎ異物を取り除く。)に従い分別されたもの(既存のリサイクルルートや産業廃棄物処理ルートを通じて処理すべきものを除く。)

(ウ) 実験動物の死体 事業活動に伴って生じた実験動物の死体(付随する糞及びマットを含む。感染性廃棄物は除く。)

(エ) 事業系紙資源 事業活動に伴って生じた新聞、段ボール、その他紙類など

(オ) 特別管理一般廃棄物 医療機関などから排出される感染性廃棄物

ウ その他

(ア) 犬・猫等小動物の死体 犬・猫などの小動物の死体(産業廃棄物に該当するものを除く。)

(イ) 不法投棄ごみ 市道上や市道の側溝に不法投棄されたごみや散乱しているごみ

(ウ) 駅前等清掃ごみ 駅前等清掃で生じたごみ

(エ) 側溝汚泥 市民等が行う家屋周辺の道路側溝の清掃などにより生じた汚泥

(2) し尿及び浄化槽汚泥等

ア し尿 くみ取りし尿
(人の排泄行為に付随するトイレトペーパー類、綿類等を含む。)

イ 臨時し尿 水洗切替工事などで臨時的に収集するし尿

ウ し尿浄化槽汚泥 水洗便所であって、浄化槽方式のもの槽に貯留した汚泥及びディスポーザキッチン排水処理槽に貯留した汚泥

略語について

公益財団法人→(公財)

一般社団法人→(一般社)

株式会社→(株)

4 一般廃棄物の分別区分と処理主体

(1) ごみ (※1) (※2)

分別区分		収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系廃棄物	燃やすごみ (※3)	市 (直営及び委託)	市 (直営)	市 (委託)
	びん・缶・ペットボトル (※3)			
	金属製小型ごみ・危険なもの (※3)			
	大型ごみ (※3)	市 (直営)		
	臨時ごみ			
紙類・衣類 (※3)	資源回収業者 (協力事業)	資源回収業者等 (資源化)	—	
事業系一般廃棄物	事業系一般廃棄物 (可燃ごみ) (※3)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) 第7条に規定する業者 (許可業者)	市 (直営)	市 (委託)
	事業系 びん・缶・ペットボトル (※3)			
	実験動物の死体 (※4)		法第7条に規定する業者 (市外許可業者)	中間処理業者が所在する行政の一般廃棄物処理計画に基づき処分
	事業系紙資源 (※3)	法第7条に規定する業者 (許可業者) 又は資源回収業者等	資源回収業者等 (資源化)	—
	特別管理一般廃棄物 (感染性一般廃棄物) (※3)	法第14条の4に規定する業者 (許可業者)	法第14条の4に規定する業者 (許可業者)	法第14条の4に規定する業者 (許可業者)
その他	犬・猫等小動物の死体	市 (直営及び委託) (※5)	市 (直営)	市 (委託)
	不法投棄ごみ	市 (公財) 尼崎環境財団		
	駅前等清掃ごみ			
	側溝汚泥			

※1 自己搬入を含む。

※2 広域処理を前提とする各種リサイクル法に基づきリサイクルされる廃棄物を除く。

※3 尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (以下「条例」という。) 第7条第1項又は第2項の義務の対象とする分別区分

※4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項に基づく協議を行って市外業者で処理されるものに限る。

※5 事業活動に伴って排出されるものを除く。

(2) し尿及び浄化槽汚泥等

分別区分		収集運搬	前処理	最終処理
し尿など	し尿	市 (公財) 尼崎環境財団	市 (直営)	市 (公共下水道施設)
	臨時し尿	市 (公財) 尼崎環境財団		
	し尿浄化槽汚泥	法第7条に規定する業者 (許可業者)		

5 処理計画

(1) 収集運搬等計画

ア ごみ

分別区分		収集運搬する 廃棄物の量(t)	収集 区域	収集回数・収集運搬方法	搬入先
家庭系 廃棄物	燃やすごみ	68,100	市内 全域	週2回(ただし、年末年始は特別休業の日程による)、 (2)ア(ア)で定める排出場所にて収集	市 (クリーンセンター)
	びん・缶・ ペットボトル			週1回(ただし、年末年始は特別休業の日程による)、 (2)ア(ア)で定める排出場所にて収集	
	金属製小型ごみ・ 危険なもの			月1回(ただし、年末年始は特別休業の日程による)、 (2)ア(ア)で定める排出場所にて収集	
	大型ごみ 臨時ごみ	3,100		申込みの都度、(2)ア(イ)で定める排出場所にて収集	
	持込みごみ(※1)	1,300		—	
	紙類・衣類	8,480		週1回(ただし、年末年始は特別休業の日程による)、 (2)ア(ア)で定める排出場所にて収集	資源回収業者等
	資源集団回収運動	3,600		登録団体と資源回収業者等との契約による	
事業系 一般廃棄物	事業系一般廃棄物 (可燃ごみ)	36,300	市内 全域	排出事業者自らが運搬又は排出事業者の委託を受け た法第7条に規定する業者(許可業者)が収集	市 (クリーンセンター)
	事業系びん・缶・ ペットボトル (※2)				
	実験動物の死体	—			法第7条に規定する 業者(市外許可業者)
	事業系紙資源 (※3)	—		排出事業者自らが運搬若しくは排出事業者の委託を 受けた法第7条に規定する業者(許可業者)又は資 源回収業者等が収集	資源回収業者等
	特別管理一般廃棄物 (感染性一般廃棄物)	—		法第14条の4に規定する業者(許可業者)	法第14条の4に規定 する業者(許可業者)
その他	犬・猫等小動物の死体	—	100	申込みの都度、収集(※4)	市 (クリーンセンター)
	不法投棄ごみ	調査・指導等に基づき収集			
	駅前等清掃ごみ	週1回から2回収集			
	側溝汚泥	地区ごとの収集月(年4回)に 申込みにより収集			

※1 家庭系のみ。事業系の持込みごみについては「事業系一般廃棄物」に含まれる。

※2 びん・缶・ペットボトルについては、原則としてメーカーの責任として自主的な回収を求めるとともに、びん・缶・ペットボトルそのもの又はその内容物を営利目的で販売する業種(小売事業者、飲食店、自動販売機ベンダー等)から排出されるものについては、産業廃棄物としての処理を行うこととし、市では受け入れない。しかし、それ以外の業種(例えば製造事業者の従業員の飲食により発生したもの等)で、家庭系廃棄物のルール(ラベルやキャップを外し、中をすすぎ異物を取り除く。)に従い分別されたものに限り、市で受け入れる。

※3 事業活動から発生する資源化可能な紙類は市では受け入れず、排出事業者の責任で資源化を行うよう促す。

※4 事業活動に伴って排出されるものを除く。

イ し尿及び浄化槽汚泥等

分別区分	収集運搬する 廃棄物の量(kl)	収集 区域	収集回数・収集運搬方法	搬入先
し尿	1,300	市内 全域	2週間に1回	市 (クリーンセンター)
臨時し尿			申込みの都度収集	
浄化槽汚泥等			4,300	

(2) 家庭系廃棄物の排出方法等

ア 排出場所

(ア)燃やすごみ、びん・缶・ペットボトル、金属製小型ごみ・危険なもの、紙類・衣類
次のいずれかとする。

- a 原則として各住宅前の道路際に排出すること。
- b 共同住宅等で家庭系廃棄物の集積施設を有する場合は、当該集積施設に排出すること。
- c 共同住宅等で家庭系廃棄物の集積施設を有しない場合は、共同住宅前の道路際などの家庭系廃棄物の集積場所（当該集積場所を利用しようとする市民等が協議等のうえ位置を定めた場所）に排出すること。
- d 住宅前等が、収集車両が通行できない道路である等の場合は、家庭系廃棄物の集積場所（当該集積場所を利用しようとする市民等が協議等のうえ位置を定めた場所）に排出すること。

(イ)大型ごみ、臨時ごみ

市への事前申込みにより、市と確認した場所に排出すること。

イ 収集日

(ア)燃やすごみ、びん・缶・ペットボトル、金属製小型ごみ・危険なもの、紙類・衣類
後掲別紙1に定めた地区ごとの曜日に収集を行う。

(イ)大型ごみ、臨時ごみ

市が指定した日に収集を行う。

ウ 排出方法（条例第7条第1項の義務の対象とする排出方法）

(ア)燃やすごみ

市長が定めるごみ袋（以下「尼崎市指定袋」という。）（後掲別紙2）に入れ、定められた収集曜日の午前8時までには排出場所に排出すること。

(イ)びん・缶・ペットボトル

- a 尼崎市指定袋に入れ、定められた収集曜日の午前8時までには排出場所に排出すること。
- b ペットボトルは、ラベル・キャップを外し、中をすすぎ、異物を取り除いて排出すること。
- c びん・缶は、中をすすぎ、異物を取り除いて排出すること。

(ウ)金属製小型ごみ

尼崎市指定袋には入れず、「小型」とメモを貼り、定められた収集曜日の午前8時までには排出場所に排出すること。

(エ)危険なもの

- a 尼崎市指定袋に入れて、「キケン」とメモを貼り、定められた収集曜日の午前8時までには排出場所に排出すること。
- b スプレー缶やカセットボンベを排出する場合は、中身を出し切り、尼崎市指定袋に入れて、「スプレー缶」とメモを貼り排出すること。
- c 刃物類などを排出する場合は、布などにくるみ、尼崎市指定袋に入れて、「キケン」とメモを貼り、排出すること。

(オ)紙類（新聞、段ボール、その他紙類）・衣類

- a 新聞、段ボール、その他紙類はそれぞれ種類別に十字にひもでしばって、定められた収集曜日の午前8時までには排出場所に排出すること。
- b その他紙類のうち小さなものは、紙袋等に入れてひもでしばって排出すること。なお、裁断した紙は、飛散しないように中身の見える袋（尼崎市指定袋可）に入れて排出すること。
- c 衣類は、尼崎市指定袋に入れ雨等で衣類が濡れないよう袋の口をしっかりと閉じて排出すること。

(カ)大型ごみ・臨時ごみ

家庭ごみ案内センターでの、電話又はインターネットでの申込み後、大型ごみの場合は、ごみ処理券を貼付、臨時ごみの場合は、臨時ごみ処理券を収集の職員に手渡しし、指定された日時、指定された場所へ排出すること。

(3) 事業系一般廃棄物の排出方法等

ア 排出場所

次のいずれかとする。

- (ア)法第7条に規定する業者（許可業者）、資源回収業者等又は法第14条の4に規定する業者（許可業者）との協議のうえ決定した場所で、当該敷地内や、各事業所前の道路際等通行の妨げとならない場所に排出すること。
- (イ)排出事業者自らが運搬する場合は、市（クリーンセンター）まで運搬し排出すること。

イ 収集日

法第7条に規定する業者（許可業者）、資源回収業者等又は法第14条の4に規定する業者（許可業者）との協議のうえ決定すること。

ウ 排出方法（条例第7条第2項の義務の対象とする排出方法）

(ア)事業系一般廃棄物（可燃ごみ）

次に掲げる方法に従い、収集日に排出場所に排出すること。

- a ごみの排出時に袋を使用する場合は、尼崎市指定袋以外の中身の見える透明・半透明の袋を使用すること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、その限りではない。
- b ごみの排出時に袋を使用しない場合は、ひも等でしばって排出すること、又は、法第7条に規定する業者（許可業者）との協議のうえ決定した方法により排出すること。ただし、市（クリーンセンター）まで排出事業者自らが運搬する場合は、市（クリーンセンター）との協議のうえ決定した方法によること。
- c 木くずは長さ50cm以下、直径10cm以下に切断等して排出すること。

(イ)事業系びん・缶・ペットボトル

次に掲げる方法に従い、収集日に排出場所に排出すること。

- a ごみの排出時に袋を使用する場合は、尼崎市指定袋以外の中身の見える透明・半透明の袋を使用すること。
- b ごみの排出時に袋を使用しない場合は、法第7条に規定する業者（許可業者）との協議のうえ決定した方法により排出すること。ただし、市（クリーンセンター）まで排出事業者自らが運搬する場合は、市（クリーンセンター）との協議のうえ決定した方法によること。

(ウ)実験動物の死体

法第7条に規定する業者（許可業者）との協議のうえ決定した方法により、収集日に排出場所に排出すること。

(エ)事業系紙資源

法第7条に規定する業者（許可業者）又は資源回収業者等との協議のうえ決定した方法により、収集日に排出場所に排出すること。

(オ)特別管理一般廃棄物（感染性廃棄物）

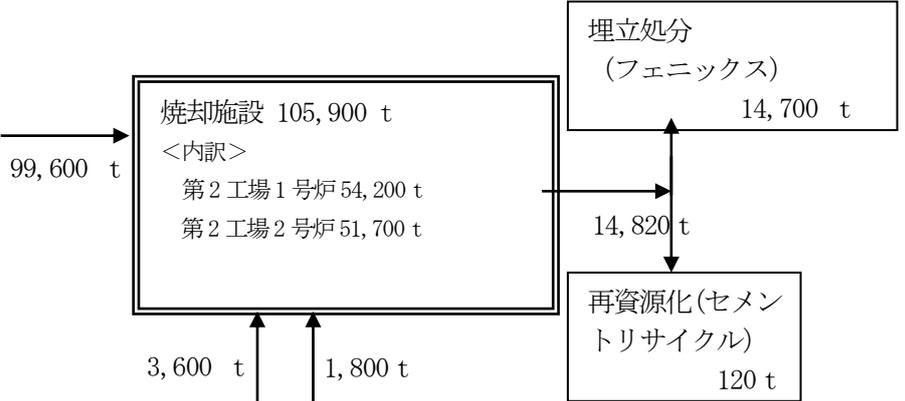
法第14条の4に規定する業者（許可業者）との協議のうえ決定した方法により、収集日に排出場所に排出すること。

(4) 中間処理計画

ア ごみ

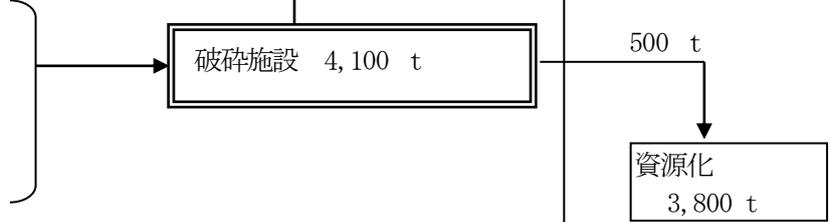
(ア) 可燃ごみ

- ・燃やすごみ
- ・臨時ごみ (可燃分)
- ・持込みごみ (可燃分)
- ・事業系一般廃棄物 (可燃ごみ)
- ・駅前清掃ごみ
- ・不法投棄ごみ (可燃分)
- ・側溝汚泥
- ・犬・猫などの死体

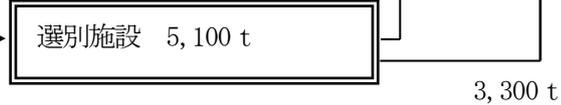


(イ) 破碎ごみ等

- ・金属製小型ごみ
- ・大型ごみ
- ・臨時ごみ (不燃分)
- ・持込みごみ (不燃分)
- ・不法投棄ごみ (不燃分)



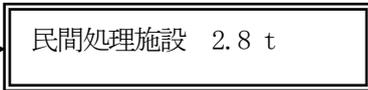
(ウ) びん・缶・ペットボトル
(家庭系及び事業系)



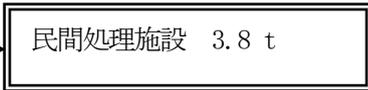
(エ) 紙類・衣類



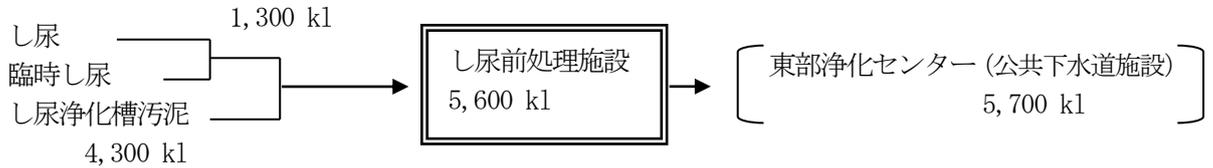
(オ) 水銀使用廃製品
・蛍光灯等



(カ) 小型充電式電池・
モバイルバッテリー



イ し尿及び浄化槽汚泥 (クリーンセンター)



- ※ 中間処理量には前年度からの繰越ごみ量を含むため、搬入量と処理量は一致しない。
- ※ 市外許可業者で処理を行う実験動物の死体は、フロー図には含まれていない。
- ※ 広域処理を前提とする各種リサイクル法対象廃棄物を除く。
- ※ 紙類・衣類については、資源集団回収による紙類・衣類・缶類を含む。
- ※ 水銀使用廃製品及び小型充電式電池等については、拠点回収及び持込みごみから選別したもの

ウ 搬入された廃棄物の処理

(ア) 可燃ごみ

クリーンセンターへ搬入されたごみのうち可燃性のものは、焼却炉で焼却処理を行う。

(イ) 破碎ごみ等

大型ごみなどは資源リサイクルセンターへ搬入し、資源化可能なものは破碎処理前の前選別及び破碎処理を行った後の磁選機等による選別により資源化する。また、破碎選別後の残渣については、焼却炉で焼却処理を行う。

(ウ)びん・缶・ペットボトル

びん・缶・ペットボトルは資源リサイクルセンターへ搬入し、資源化可能なものは選別回収し資源化する。

エ 処理施設の概要

(ア)焼却施設

施設名	クリーンセンター第2工場
	焼却炉
所在地	尼崎市東海岸町16番地の1
公称能力	480 t (24h) (240 t×2基)
発電能力	14,100kW
形式	全連続燃焼式 ストーカ炉
竣工年月日	H17年3月31日

(イ)破碎施設・選別施設

施設名	資源リサイクルセンター	
施設種類	破碎施設	選別施設
所在地	尼崎市東海岸町23番地の1	
公称能力	破碎施設 70 t×1 系列(5h)	選別施設 35 t×2 系列(5h)
破碎形式	併用方式(回転式・せん断式)	—
竣工年月日	H7年10月31日	

(ウ) し尿前処理施設

所在地	尼崎市大高洲町8番地
処理能力	640 kl/日 (80kl/時×8h)
処理方式	公共下水道への希釈圧送方式 (15倍希釈)
竣工年月日	H22年4月1日

(5) 最終処分計画

ア 埋立処分

焼却灰等の焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター処分場で埋立処分を行う。

イ 焼却灰の再資源化 (セメントリサイクル)

焼却灰をセメント原料の一部として再資源化を行う。

ウ ペットボトル等の資源化

選別回収された鉄類等の資源物は有償売却する。ペットボトルの約半量及び、びんについては(公財)日本容器包装リサイクル協会の指定法人ルートで資源化を行う。また、ペットボトルの残り半量については、本市と協定を締結した事業者で水平リサイクル (ボトル to ボトル) による資源化を行う。びんのガラス選別残渣は道路資材等として資源化を行う。使用済小型家電については、国の認定事業者で資源化を行う。

(6) 市で処理しないものについて

法令や業界団体等によるリサイクルルートがあるもの並びに市で処理できない以下のもの(不法投棄ごみを除く。)は、市が収集・処分を行わず、処理方法の周知によりリサイクル及び適正処理の推進を図る。

- ・家電リサイクル法対象4品目 処理方法:小売店等(販売店、尼崎電機商業組合加盟店(兵庫方式))、指定引取場所での回収
- ・自動車 処理方法:自動車リサイクル法に基づく引取業者(販売店等)での回収
- ・パソコン 処理方法:各メーカー、(一社)パソコン3R推進協会、リネットジャパンリサイクル㈱での回収
- ・自動二輪(オートバイ) 処理方法:販売店、指定引取窓口での回収

・充電池（鉛蓄電池）	処理方法：リサイクル協力店での回収
・FRP船	処理方法：登録販売店等、指定引取場所での回収
・タイヤ	処理方法：用品店、ガソリンスタンド、整備工場等の販売店での回収
・高圧ガスボンベ	処理方法：充填会社、販売会社、 （株） 兵庫県LPガス協会での回収
・消火器	処理方法：販売店、指定引取場所での回収
・在宅医療廃棄物 <small>（鋭利なもの、感染性のもの及びその疑いがあるもの）</small>	処理方法：医療機関、薬局での回収
・農薬、試薬	処理方法：製造事業者、販売店での回収
・その他、市で処理できないもの	処理方法：販売店等での回収

6 ごみの減量計画

(1) リデュース・リユースの推進

ア 市民・事業者・行政のごみ減量の役割等の明確化

ごみ減量の取組を促進するため、条例において、市民・事業者・行政のごみ減量に向けた役割や取組事項を定めるとともに、大規模な事業用建築物（以下「特定事業用建築物」という。）に対し減量計画の作成及び廃棄物管理責任者選任等の義務を課す。また、特定事業用建築物への立入検査を実施する。

イ 生ごみ・食品ロスの削減

- (ア) 食べ残しや手つかず食品などの食品ロス削減について、市民・事業者の意識を醸成するため、食品ロスを削減する目的、効果や取組例等について、機会を捉えて啓発を行う。
- (イ) 食品ロスの自覚による市民意識の醸成や、削減に向けた行動への転換を図るため、子育て世代を対象にした親子向けエコクッキングを開催する。また、家庭で持て余している食品を活用し、食品ロスの知識を有する講師の助言のもと参加者が共同で調理するクッキングイベントを実施し、参加者の食品ロス削減への理解を深め、主体的な行動変容を促すとともに、参加者以外の市民に向けても実践できる取組として広く周知することで、意識向上と行動変容の促進につなげる。
- (ウ) 家庭で余っている手つかず食品を有効利用し、家庭から廃棄される食品ロスを削減するため、市主催のイベントなどにおいてフードドライブを実施するほか、市ホームページ等において民間事業者等が実施するフードドライブ活動の広報を行う。
- (エ) 食品ロスの排出状況の実態を把握するため、クリーンセンターに搬入されるごみについて食用可否の分析を行う。
- (オ) 飲食店における食べ残し等の食品ロスの削減を推進するため、飲食店等との連携により、宴会等に料理を残さず食べきる「おいしい食べきり運動」への参加を利用者に呼びかける。
- (カ) 食品ロス削減について事業者の取組を促進し、また、市民の意識を醸成するため、食品ロス削減に取り組む飲食店や小売店等を「もったいない！あまがさき 推進店」として認定し、広報や啓発資材等の支援を行い、その取組を広く発信する。
- (キ) 「もったいない！あまがさき 推進店」と連携したスタンプラリーを開催することで、参加した市民の食品ロスに対する意識向上を図り、行動変容を促す。
- (ク) 民間事業者と連携し、廃棄されそうな食品を消費者につなげるフードシェアリングサービスの利用を促進することにより、市内飲食店や小売店の食品ロスの発生を減らすとともに、市民の食品ロス削減に対する意識向上を図る。

ウ プラスチックごみの削減

- (ア) 無駄な使い捨てプラスチックを使わないライフスタイルへの見直しを促すため、プラスチックごみを削減する目的、効果や取組例等について、尼崎市家庭ごみべんりちょうにおいて紹介するなど、機会を捉えて啓発を行う。
- (イ) プラスチックごみ削減について事業者の取組を促進し、また、市民の意識を醸成するため、プラスチック製品削減等に取り組む飲食店や小売店等を「もったいない！あまがさき 推進店」として認定し、広報や啓発資材等の支援を行い、その取組を広く発信する。
- (ウ) マイボトルの普及促進を通じたプラスチックごみの削減を図るため、市役所を含めた市内事業所や観光施設等に設置されている、市民等が自由に利用できる給水機の周知啓発を行う。
- (エ) 府県を超え、広域的に施策を展開し、持続可能な社会を実現するため、西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市の隣接する4市（NATS）連携による、バイオマスプラスチック製ごみ袋を活用した啓発活動等のプ

プラスチック削減事業を行う。

(オ) イベントにおけるプラスチックごみを削減し、また、市民・事業者のプラスチックごみ削減の意識を醸成するため、市内でイベントを主催する団体及び個人並びに出店する団体及び個人に対し、イベントで使用する食べ物の容器等について、リユース食器や紙製容器、バイオプラスチック製容器等のプラスチック代替製品のレンタル費又は購入費の補助を行うとともに、イベント参加者等に対して、プラスチックごみ削減に係る意識啓発を行う。

(カ) 民間事業者と連携し、ペットボトルのキャップやコンタクトレンズの空ケースを拠点回収することで、廃棄物量の削減及び資源の有効活用に寄与し、市民のリサイクル意識向上を図る。

エ リユースの推進

(ア) 市民のリユースに取り組む意識を醸成するため、リユースの目的、効果や取組例等について、機会を捉えて啓発を行う。

(イ) 市民のごみ減量・リサイクルに対する関心を高めるため、資源リサイクルセンター内の市民工房で啓発パネルや再生品等の展示を行うとともに、家庭でいらなくなった家具等を展示し、希望者に提供する。

(ウ) 民間事業者と連携し、インターネットサービスを活用した市民のリユース機会の増加を図り、家具・家電などのリユース促進を図る。

(エ) イベントにおけるプラスチックごみを削減し、また、市民・事業者のプラスチックごみ削減の意識を醸成するため、市内でイベントを主催する団体及び個人並びに出店する団体及び個人に対し、イベントで使用する食べ物の容器等について、リユース食器や紙製容器、バイオプラスチック製容器等のプラスチック代替製品のレンタル費又は購入費の補助を行うとともに、イベント参加者等に対して、プラスチックごみ削減に係る意識啓発を行う。(再掲)

(2) 分別・リサイクルの推進

ア 市民・事業者による分別排出の徹底

(ア) ごみ減量・リサイクルの推進及び共同住宅のごみ集積所の適正管理の徹底を図るため、市民・事業者に対し分別排出等の義務を、共同住宅の所有者等に対し居住者へのごみの排出方法の周知及びごみ集積所の適正管理の義務を課す。

(イ) 市民による家庭系廃棄物の分別排出を徹底するため、分別ルールが守られていないごみは収集せず、取り残したうえで、適正な分別排出を促す啓発・指導等を行う。違反が継続される場合は、指導等を経たうえで、過料を科す。

(ウ) 環境美化及び市民の良好な生活環境の確保を推進するため、分別排出ルールが遵守され、適正な管理が行われている共同住宅のごみ集積施設を優良管理集積施設として認定する。

(エ) 事業系廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理に関する理解を深めるため、ホームページや事業系廃棄物適正処理ルールブックを活用して、事業者に対し丁寧な説明を行うなど、事業系一般廃棄物の減量・リサイクル及び処理方法についての啓発を行う。また、特定事業用建築物への立入検査を実施する。

(オ) 事業系廃棄物のリサイクル及び適正処理の徹底を図るため、クリーンセンターに搬入するごみの展開検査を実施し、不適正搬入を行った一般廃棄物収集運搬許可業者に対して指導等を行う。事業系一般廃棄物の不適正処理を行った排出事業者に対しては、指導等を行い、違反が継続される場合は、指導等を経たうえで事業者名等の公表を行い、過料を科す。

イ 紙資源のリサイクルの徹底

(ア) 紙資源のリサイクルに取り組む市民・事業者の意識を醸成するため、紙資源をリサイクルする目的、効果や取組例等について、機会を捉えて啓発を行う。

(イ) 家庭での雑がみ分別の実践を促すため、尼崎市家庭ごみべんりちょうの中で、具体的な取組事例を紹介するとともに、雑がみ保管袋を配布する。

(ウ) 紙資源の分別排出を促すため、古紙回収業者団体との協力事業により、各地区週1回、紙類・衣類の定期回収を行うとともに、資源集団回収運動を定期的実施している市内の非営利団体に対して、紙類・布類・缶の回収量に応じた奨励金を交付する。さらに、古紙相場の変動に応じて業者奨励金を交付し、逆有償時における古紙リサイクルの促進を図る。

(エ) 牛乳パックの分別・リサイクルを促進するため、スーパー等で行われている店頭回収や資源集団回収運動への排出について市民への周知を行う。

- (オ)事業者による紙資源のリサイクルを促進するため、事業所・行政による協働の取組の一環として構築した、オフィス古紙を回収しトイレトペーパーを作成する「エコあま君」循環完結型リサイクルシステムを活用し、本市でも公共施設の古紙リサイクル及び公衆便所用等でのトイレトペーパーの活用を行うなど、当該システムの啓発・普及・発展に向けた取組を行う。
- (カ)事業者による紙資源のリサイクルを促進するため、分別すれば無料で持ち込むことができる資源物回収拠点を設置する事業者等に対し、その設置にかかる設備費用の一部補助を行う。設置された資源物回収拠点については、広く周知を行い、紙資源の分別を推進する。

ウ その他品目のリサイクルの推進

- (ア)家庭系の生ごみの減量・リサイクル及び環境問題への関心を高揚させるため、生ごみ処理機・剪定枝粉碎機購入費用の一部を助成する。
- (イ)事業系の生ごみのリサイクルを促進するため、食品関連事業者に対して、食品リサイクル法に基づくリサイクル制度に関する情報提供を行う。食品関連事業者が尼崎市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するなどし、市外の登録再生利用事業者等へ搬入することによりリサイクルを行う場合は、適正なりサイクルの推進を図るため、搬入先自治体と事前協議を行う。
- (ウ)家庭から出る使用済小型家電に含まれる有用金属等のリサイクルを促進するため、金属製小型ごみ、大型ごみ、臨時ごみ、及び市民がクリーンセンター第2工場に直接持ち込んだごみの中から、使用済小型家電を選別し、国の認定事業者へ引き渡すことによりリサイクルを行う。
- (エ)市民の小型家電リサイクルに取り組む利便性を高めるため、本市と小型家電リサイクルに関する協定を締結したリネットジャパンリサイクル(株)が実施する宅配業者を利用した使用済小型家電の回収システムの広報を行う。
- (オ)本市に搬入されたペットボトルのうち約半量をペットボトルからペットボトルに資源化する水平リサイクル(ボトル to ボトル)を行うことで、循環型社会と脱炭素社会の形成を推進する。
- (カ)イベント等で回収した廃食用油について、民間事業者と連携してリサイクルを推進することで、循環型社会と脱炭素社会の形成を図る。

エ 持ち去り・違法な不要品回収への対策

- (ア)資源物等の持ち去りをなくすため、紙類及び缶等の持ち去り行為等を規制する規定の周知徹底を図るとともに、違反行為者に対しては指導等を行う。違反が継続される場合は、指導等を経たうえで、刑事訴訟法に基づく告発を行う。なお、規定の周知にあたっては、生活相談の支援への案内等、福祉的側面も踏まえた取組を行う。
- (イ)違法な不用品回収業者を利用しないようホームページや広報紙等で市民に呼びかけるとともに、家庭系廃棄物の正しい処理方法への誘導を行う。

(3) 意識啓発の推進

ア 環境教育・環境学習の充実

- (ア)ごみの減量・リサイクルやごみ出しマナー等の啓発を行うため、市民等の依頼により地域に出向く「市政出前講座」を開催する。
- (イ)本市を取り巻く環境問題について、小学生一人ひとりが自分で考え、行動していくことを促していくため、本市が経験した公害問題解決への取組から環境モデル都市へのあゆみ、これからの脱炭素社会や循環型社会、自然共生社会の構築などに向けた取組について学ぶことのできる小学校向け環境教育プログラムを実施する。
- (ウ)市民のごみ減量・リサイクル意識の高揚を図るために、クリーンセンターの焼却施設(第2工場)及び資源リサイクルセンターにおいて随時、施設見学を受け入れる。
- (エ)本市とペットボトルからペットボトルに資源化する水平リサイクル(ボトル to ボトル)を行うための協定を締結する事業者が、協定に基づきペットボトルの再資源化に関する講演会等を開催する。

イ 情報発信の充実

- (ア)ホームページや広報紙(市報あまがさき、尼崎市家庭ごみべんりちょう)等様々な広報媒体の活用や、各種イベントにおいて、ごみの分別や減量・リサイクルの方法、本市のごみ処理の現状、ごみ減量の必要性、ごみ減量の進捗状況などについて、データなどを活用したわかりやすい情報発信を行う。
- (イ)ごみの正しい分別・処理方法等を広く市民に周知するため、転入者等に「尼崎市家庭ごみべんりちょう」

- 及び「雑がみ保管袋」を配布する。
- (ウ)「収集日カレンダー」、「ごみ出し忘れ防止アラート」及び「ごみ分別辞典」等の機能を搭載したスマートフォン向けごみ分別アプリを配信する。
 - (エ)市内在住外国人の利便性向上及びごみの分別の促進を図るため、尼崎市家庭ごみべんりちょう外国語版（英語、中国語、韓国語、ベトナム語及びネパール語）を作成するほか、家庭ごみべんりちょうをかんだんな日本語で要約したやさしい日本語版を作成し、市ホームページに掲載する。また、ごみ分別アプリについても、多言語配信（英語、中国語、韓国語、ベトナム語及びネパール語）に加え、やさしい日本語版の配信を行う。
 - (オ)事業系廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理に関する理解を深めるため、新規事業者等に事業系廃棄物適正処理ルールブック等を配布する。

ウ 地域における 3R の取組の支援

- (ア)家庭系廃棄物に係る各種施策の定着化やごみの分別排出の徹底などにより、より一層のごみ減量・リサイクルを推進するため、地域に密着した啓発活動等を行う「さわやか推進員」を委嘱する。
- (イ)さわやか推進員の活動の活性化を図るため、各種会議や施設見学会などの研修を実施するとともに、カラスよけネット等、活動に必要な物品等の支給を行う。

(4) 地域の環境美化の推進

ア 地域における環境美化活動の推進

- (ア)美しいまちづくりに向け、尼崎市空き缶等の散乱防止に関する条例に基づき、広く市民や事業者によりポイ捨て防止の意識啓発を図る。
- (イ)人流の多い駅前を対象に、市民・事業者・行政が協働で清掃活動及びポイ捨て防止と、マナー向上活動を行うクリーンキャンペーンに取り組む。
- (ウ)ボランティアとして活動する市民・市民団体・事業者をクリーンパートナー、地域清掃団体及びフェロウシップと位置づけ公募・委嘱するなどし、地域・事業所周辺での清掃等の活動及び駅前でのクリーンキャンペーンなどを行う。
- (エ)地域清掃団体及びフェロウシップが公道の道路及び側溝等の清掃活動により集めたごみ（燃やすごみとびん・缶・ペットボトルに限る。）の収集運搬を行う。
- (オ)ごみの排出方法に関する指導や啓発にあわせて、カラス除けボックスを一時的に貸与することで、カラスによるごみの散乱被害を防止する意識を高め、更なる地域美化の推進及びごみの適正処理を図る。

イ 不法投棄対策

- (ア)不法投棄を未然に防止するため、市民や警察等関係機関と連携した啓発活動や取締りを強化するとともに、各種業界等との連携及び町会等地域との協働による監視・通報の仕組みづくりを進める。
- (イ)土地や施設などの管理者に対し、不法投棄防止のための環境整備の実施等を要請する。
- (ウ)不法投棄専従班による巡視、調査、指導を行うとともに投棄物の収集運搬を行う。

(5) 経済的かつ効率的なごみ処理体制の構築

ア 経済的かつ効率的な処理施設の整備と運用

- (ア)処理施設への搬入申込受付時の確認を徹底することで、不適正な廃棄物の搬入を未然に防ぐとともに、適切な点検・補修を行い施設の延命化を図り、安定的な処理体制を維持する。
- (イ)持込みごみを 24 時間申請できるよう、インターネットでの受付を行う。
- (ウ)ごみ処理施設の計画的な更新のため、新施設の整備を行う。

イ 経済的かつ効率的な収集運搬体制の構築

- (ア)大型・臨時ごみの収集を 24 時間申込みできるよう、インターネットでの受付を行う。
- (イ)市民が排出する蛍光管・水銀体温計・水銀温度計等の水銀使用廃製品、注射針等の在宅医療廃棄物、リチウムイオン電池等の小型充電式電池、エアゾール缶等について、市民への適正な排出方法の周知を徹底する。
- (ウ)収集車両火災などの原因になる可能性がある小型充電式電池や中身の残ったエアゾール缶等については、各地区生涯学習プラザ等で定期的に回収キャンペーンを行い、回収を行う。

(エ)「水銀に関する水俣条約」への対応が必要となる蛍光灯などの水銀を含む廃製品及び業界団体が実施する店等回収の対象外となる膨張した小型充電式電池については、安全で効率的に収集できるよう各地域生涯学習プラザ等において、拠点回収を行う。

(6) 環境負荷の低減

ア エネルギーの地産地消

クリーンセンター第2工場の廃棄物発電による余剰電力の一部を、小売電気事業者を介し、公共施設や市内事業者へCO2排出量ゼロのクリーンな電気として活用してもらう。

イ 温室効果ガスの削減

クリーンセンター第2工場でのごみの焼却に伴い発生した余熱を利用したごみ発電を行い、エネルギーの有効活用を行う。

(7) 安心かつ安定的なごみ処理体制の構築

ア 安心してごみ出しを行える環境づくり

既存の紙媒体での広報に加え、さわやか推進員や地域と連携することで、高齢者や外国人などどのような主体に対してもわかりやすい情報発信を行う。

イ 災害など様々なリスクに備えたごみ処理体制の構築

(ア) 尼崎市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理できる体制の構築に向け、尼崎市家庭ごみべんりちょうにおいて災害廃棄物の分別方法等を記載し周知啓発を行うことや職員への訓練を実施するなど、平時からの意識啓発を図るとともに、国、県及び他自治体との連携強化を図る。

(イ) 災害廃棄物処理の実効性向上を図るため、仮置場候補地等の検討を進める。

(ウ) 条例において、法第9条の3の3の規定による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例措置を規定する。

7 まちの美化対策

(1) 駅前等清掃

市内駅前ターミナル等の清掃を週1回から2回実施する。また、ポイ捨て防止に関する啓発業務や、散乱ごみの定点観測業務についても併せて実施する。

(2) 公衆便所の維持管理

清潔の保持や衛生管理を図るため、市内の公衆便所8か所の維持管理を行う。

(3) 不法広告物の簡易除却

道路や公共物に掲出された貼り紙・貼り札・立て看板及び広告旗は、まちの景観を損ねるばかりでなく、通行に危険を生ずるため、駅前ターミナル周辺や道路等の不法広告物等の簡易除却を行う。

また、不法広告物の除却活動に参加意志のある市民を違反広告物簡易除却市民活動員として委嘱し、これらによる取組をより一層推進する。

以 上

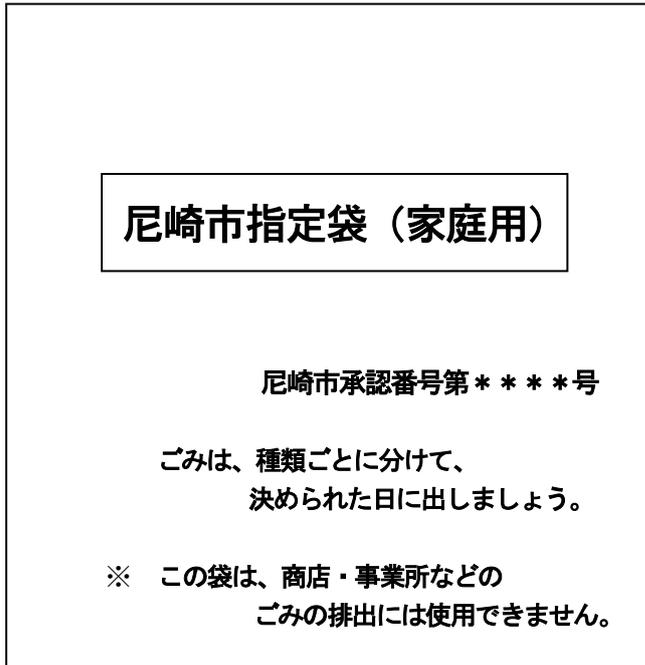
1 収集曜日一覧

地区	町名	燃やすごみ		びん・缶・ペットボトル	紙類・衣類	金属製小型ごみ・危険なもの
1	西昆陽、常松、武庫の里、武庫豊町、常吉、武庫元町	月 曜日	木 曜日	金 曜日	火 曜日	2回目の 水 曜日
2	武庫町、武庫之荘1・2丁目、武庫之荘西、南武庫之荘6～9丁目	月 曜日	木 曜日	金 曜日	火 曜日	3回目の 水 曜日
3	武庫之荘6～9丁目	月 曜日	木 曜日	火 曜日	金 曜日	3回目の 水 曜日
4	武庫之荘本町、武庫之荘3～5丁目、武庫之荘東	月 曜日	木 曜日	火 曜日	金 曜日	4回目の 水 曜日
5	南武庫之荘1～5丁目	火 曜日	金 曜日	月 曜日	水 曜日	3回目の 木 曜日
6	富松町、塚口町3～6丁目	火 曜日	金 曜日	月 曜日	水 曜日	4回目の 木 曜日
7	上ノ島町、栗山町、南塚口町、東塚口町	火 曜日	金 曜日	木 曜日	月 曜日	2回目の 水 曜日
8	塚口町1・2丁目、塚口本町、猪名寺3丁目	水 曜日	土 曜日	金 曜日	火 曜日	2回目の 木 曜日
9	田能3～6丁目、猪名寺1・2丁目、南清水、食満、御園1・2丁目、口田中1丁目、瓦宮1丁目	水 曜日	土 曜日	月 曜日	木 曜日	4回目の 金 曜日
10	田能1・2丁目、椎堂、東園田町2～5丁目	水 曜日	土 曜日	火 曜日	木 曜日	3回目の 金 曜日
11	東園田町1・6～9丁目	水 曜日	土 曜日	火 曜日	木 曜日	2回目の 金 曜日
12	上坂部、御園3丁目、口田中2丁目、瓦宮2丁目、若王寺1・2丁目	水 曜日	土 曜日	木 曜日	金 曜日	3回目の 月 曜日
13	久々知1・2丁目、下坂部4丁目、若王寺3丁目、小中島、善法寺町、額田町、戸ノ内町	水 曜日	土 曜日	木 曜日	火 曜日	4回目の 金 曜日
14	七松町2・3丁目、立花町1～3丁目、水堂町3丁目、南武庫之荘10～12丁目	月 曜日	木 曜日	金 曜日	火 曜日	4回目の 水 曜日
15	稲葉元町、大庄北（国道2号に面した家庭及び国道2号際をごみ集積場所とする家庭は地区23）、浜田町（国道2号に面した家庭及び国道2号際をごみ集積場所とする家庭は地区23）、七松町1丁目、西立花町、蓬川荘園	月 曜日	木 曜日	火 曜日	水 曜日	2回目の 金 曜日
16	稲葉荘（国道2号に面した家庭及び国道2号際をごみ集積場所とする家庭は地区23）、立花町4丁目、水堂町1・2・4丁目	月 曜日	木 曜日	水 曜日	金 曜日	4回目の 火 曜日
17	尾浜町、久々知西町、潮江1・5丁目	火 曜日	金 曜日	木 曜日	月 曜日	3回目の 水 曜日
18	西難波町（国道2号に面した家庭及び国道2号際をごみ集積場所とする家庭は地区25）、東難波町2～5丁目（国道2号に面した家庭及び国道2号際をごみ集積場所とする家庭は地区25）、南七松町、西長洲町3丁目	火 曜日	金 曜日	月 曜日	水 曜日	4回目の 木 曜日

19	大西町、三反田町、東七松町、東難波町1丁目、名神町	火曜日	金曜日	水曜日	木曜日	3回目の月曜日
20	神崎町、久々知3丁目、潮江2～4丁目、下坂部1～3丁目、高田町、次屋、西川、浜2・3丁目	水曜日	土曜日	金曜日	火曜日	2回目の木曜日
21	今福、金楽寺町1丁目、杭瀬北新町1丁目、杭瀬寺島(国道2号に面した家庭及び国道2号際をごみ集積場所とする家庭は地区26)、杭瀬本町1丁目の国道2号以北(国道2号に面した家庭及び国道2号際をごみ集積場所とする家庭は地区26)、常光寺1・3・4丁目、長洲中通1丁目、長洲西通1丁目、長洲本通1丁目、長洲東通1丁目、西長洲町1丁目、浜1丁目	水曜日	土曜日	火曜日	月曜日	3回目の金曜日
22	北大物町、金楽寺町2丁目、杭瀬北新町2～4丁目(国道2号に面した家庭及び国道2号際をごみ集積場所とする家庭は地区26)、杭瀬本町2丁目(国道2号に面した家庭及び国道2号際をごみ集積場所とする家庭は地区26)、常光寺2丁目、昭南通1・2丁目の国道2号以北(国道2号に面した家庭及び国道2号際をごみ集積場所とする家庭は地区26)、長洲中通2・3丁目、長洲西通2丁目、長洲東通2・3丁目、長洲本通2・3丁目、西長洲町2丁目	水曜日	土曜日	木曜日	月曜日	2回目の火曜日
23	大島、大庄西町、大庄中通1～4丁目、大庄川田町、菜切山町、琴浦町、崇徳院、武庫川町、元浜町、丸島町、大浜町、「稲葉荘・大庄北・浜田町の国道2号に面した家庭及び国道2号際をごみ集積場所とする家庭」	月曜日	木曜日	水曜日	火曜日	2回目の金曜日
24	大庄中通5丁目、水明町、蓬川町、道意町	月曜日	木曜日	水曜日	火曜日	3回目の金曜日
25	昭南通3～9丁目、昭南通、神田北通、神田中通、神田南通、北竹谷町、宮内町、竹谷町、南竹谷町、西向島町、西高洲町、西本町、玄番北之町、玄番南之町、建家町、西御園町、寺町、汐町、西桜木町、東桜木町、西本町北通、御園町、開明町、中在家町、東海岸町、築地、西松島町、北初島町、南初島町、東初島町、「西難波町・東難波町の国道2号に面した家庭及び国道2号際をごみ集積場所とする家庭」	火曜日	金曜日	水曜日	月曜日	2回目の木曜日

26	昭和通1・2丁目の国道2号以南、西大物町、東大物町、北城内、南城内、大物町、東本町、杭瀬南新町、杭瀬本町3丁目、杭瀬本町1丁目の国道2号以南、梶ヶ島、「昭和通1・2丁目・杭瀬北新町・杭瀬本町・杭瀬寺島の国道2号に面した家庭及び国道2号際をごみ集積場所とする家庭」	火曜日	金曜日	水曜日	月曜日	4回目の木曜日
----	---	-----	-----	-----	-----	---------

2 尼崎市指定袋



※指定袋の容量は、10リットル、30リットル、45リットルとする。

※指定袋の色は、緑色半透明とする。

※その他尼崎市指定袋の規格は、尼崎市指定袋（家庭系ごみ袋）の承認基準及び尼崎市指定袋（家庭系ごみ袋）の承認に係る取扱要領に定めるところによる。